

会 議 記 録 (1)

会議名称	第19回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び 閉会日時	平成23年7月26日(火) 午後2時30分～午後4時
開催場所	北本市文化センター第4会議室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席 委員(者) 氏 名	加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、 関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席 委員(者) 氏 名	なし
説明者の 職氏名	秘書広報課 主幹 浦直樹 協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮 税 務 課 主査 加藤千鶴子
事務局職 員職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一 主事 長谷川知亮
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 神奈川県大和市視察報告 ア 「大和市市民参加推進条例」について イ 「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」について (2) その他 4 そ の 他 5 閉 会
配布資料	1 次第 2 大和市市民参加推進条例 3 大和市市民参加推進条例 逐条解説 4 新しい公共を創造する市民活動推進条例について 5 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例 逐条解説

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	1 開 会 これより、第19回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催します。 議事の進行につきましては、河井委員長にお願いいたします。 2 あいさつ —河井委員長 あいさつ—
河井委員長	3 議 題 (1) 神奈川県大和市視察報告 先週、作業部会が神奈川県大和市への視察を実施した。 本日は、作業部会副部長2名から視察の報告を受ける。秘書広報課浦さん、税務課加藤さんの順で、報告をお願いします。
秘書広報課 浦	介護保険制度の導入を受けて、市民側から「行政単独で実施できないサービスについては市民自らが担っていきたい」「われわれは市が抱える課題に対してこういうことができる」といった提案がなされたそうです。その動きが「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」の制定に繋がったそうです。創設した協働事業提案制度は、条例の大きな柱です。 ただ、大和市における協働事業提案制度の創設は、多様化する市民ニーズに対応するために様々な事業を作り出していくもので、既存事業における協働にはまだ結びついていないように感じました。
河井委員長	既存事業における協働、とはどのような意味か。
秘書広報課 浦	現在市が行っている事業について、本当に市が行うべきなのか、市民の手で行うべきなのではないのかといった視点で分析を加え、市民自身が公共を担えるようなまちづくりへと変革していくということです。
河井委員長	ただいま浦さんが述べられたように、今後、市民主体のまちづくりに変えていくためには、いわば「事業の棚卸し」のような作業も必要になるだろう。
税務課 加藤	市民団体が何かに取り組む際に主に不足するものは建物、お金、人だと言われていますが、大和市も同様の問題を抱えています。それらを補うための協働推進、市民活動支援の取組みが早くから実行されていました。 市民と行政、どちらが上、下、というのではなく、両者が互いの

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	力を出し合っているという印象を受けました。せっかく作った条例を絵に描いた餅にしてはいけない、という決意が感じられました。 インターネット等を活用し広く市民との情報共有を図り、条例を隅々まで浸透させていくための努力は、大変勉強になるものでした。 「北本市自治基本条例」はまちづくりの大きな基本原則を示すための条例であるから、とっつきにくい部分もややあるかもしれない。しかし、その理念に基づいて作られる「北本市協働推進条例」は、まちづくりを支える制度として市民及び行政に広く活用してもらうものとなる。この制度を多くの方々に理解してもらうための取り組みは、条例の策定と並行してよく考えておく必要がある。
秋吉委員	大和市の話聞き、協働事業提案制度等、私たちがこれまで議論してきた内容が実際に動き出していることに感心した。 条例の周知の話があったが、大和市では市民や行政職員の隅々まで周知がなされているのか。
秘書広報課 浦 秋吉委員	周知については、大和市もやはり苦労しているとのことでした。 今、北本市役所で職員に「参画」「協働」「市民活動支援」について尋ねても、それらをきちんと理解したうえで説明できる人は少ないのではないかと。
秘書広報課 浦	大和市においても北本市においても、理解している人はよく理解しているのだと思います。しかし、全ての人が理解できるように周知するのは、簡単ではありません。
秋吉委員	「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」は市民団体側から持ちかけた、とのことだったが、その持ちかけられた話をきちんと受け止めた行政側は、非常にやわらかいものを持っていたのだろうと思う。
河井委員長	神奈川県にはNPO法人が多い。大和市においても、NPO法人や様々な市民団体が一つの大きな勢力となっているのだろう。大和市だけでなく、神奈川県自体が市民活動の先進県だと言える。
秋吉委員	率直に、大和市の視察に行ってよかったと感じますか。
秘書広報課 浦	そうですね。協働事業提案制度が活発に運用されていることに特に感心しました。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
矢澤委員	「参画」や「協働」の提案制度を活用した具体的な例としては、どのようなものがあるのか。
事務局	「参画」の政策提案手続の利用は、まだ1件も無いとのことでした。「協働」の協働事業提案制度を活用した協働事業は大和市の公式サイトでも公表されていますので、後ほど事務局からいくつか紹介します。
古賀委員	協働事業を提案する際に、その個別の事業に合わせてNPO法人や市民団体を新たに創設するということか。
秘書広報課 浦	協働事業を検討する過程で必要に応じて新たな団体を組織することはあるのかもしれませんが、基本的には、様々なサービスを提供している既存の市民団体が市と協働して事業を行っているようでした。
古賀委員	協働事業を実施することでコスト削減の効果はあったのか。
秘書広報課 浦	現在協働で実施している事業を市単独で行ったらより多くの費用がかかる場合もあるのかもしれないが導入効果を一つ一つ比較検証しているわけではない、とのことでした。
河井委員長	コストの削減を最初から当てにして協働事業を企図するわけではない、ということだろう。 条例の運用において問題となっているのは、どのようなことか。また、生じた問題にはどこの部署がどのように対応しているのか。
事務局	「大和市市民参加推進条例」は政策部政策総務課、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」は市民経済部市民活動課という部署が所掌しています。
秘書広報課 浦	先ほども述べましたが、条例の周知が一番の課題となっているようです。また、事業の提案数が年々減っていることも危惧されていました。
事務局	秘書広報課浦と税務課加藤につきましては、公務の都合によりここで退席させていただくことを御了承ください。
河井委員長	浦さん、加藤さん、ありがとうございました。 —秘書広報課浦 税務課加藤 退席—

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	ただいま、作業部会から視察の率直な感想をお聞きした。 各制度の詳細について、事務局からの補足説明をお願いします。 —事務局 長嶋 資料を示して説明— I 視察先選定理由 「大和市自治基本条例」施行後に「大和市民参加推進条例」及び「大和市住民投票条例」を整備したほか、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」を制定している II 調査内容概要 1 市民参加推進条例について（政策総務課） (1) 「市民提案制度」について ア 具体的運用方法について ● 条例を所管する政策総務課が提案の窓口となる ● 提案された政策は、関係課と協議し、政策として採択するか否かの対応を検討する ● 実際、提案は条例施行後、未だ提出されていない イ 「市民提案制度」と既存の「市長への手紙」の棲み分けについて ● 「市長への手紙」は、気軽に市政に提案、苦情を提出できる制度であり、あくまでも広聴制度である。提案に対する回答も本人にしか返さない ● 一方、「市民提案制度」は、市民同士の意見交換を経て、経費や効果を考え、行政に政策を提案するもので、市民の政策形成への参画を促進するものである (2) 「市民登録制度」について ア 具体的運用方法について ● 登録者数は29名である ● 3ヶ月に一度メルマガの形式で、メール等で直接登録者に「審議会の開催予定」、「公募委員の募集」、「パブリック・コメントの実施予定」、「意向調査の実施予定」等を送信、送付している ● 年1回登録の募集記事を掲載している イ 郵便、FAXによる情報提供者の割合について ● 郵便、FAXによる情報提供者は9名、30% (3) 情報共有のための市政情報の発信について ア HPの修正など、市民参加推進のための工夫について ● 市HPのトップページに「市民参加・パブリック・コメントのページ」のリンクを設けている ● 年度当初に全庁で実施される市民参加の予定を公表する

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	とともに、前年度の市民参加の結果についても併せて公表している イ 条例施行後の職員の意識改革について ●計画策定や条例制定作業を始める際に市民参加の方法について、条例所管課に問い合わせが来るようになってきている ●市長の附属機関である市民参加推進・評価会議において、前年度の市民参加の状況を審議し、担当課にその内容が伝えられることにより、職員も事業実施の際の市民参加について配慮するようになってきている (4) 条例施行後の制度運用を見据えた組織見直し実施の有無 ア 情報公開、広聴制度、市民参加制度について、事務分掌を含め、どのように整理しているか ●大和市では、情報公開、広聴制度、市民参加制度について事務分掌が重複する部分がなかったため、特に問題は生じていない 2 市民活動推進条例について（市民活動推進課） (1) 協定書の締結について ア 施行規則やマニュアル等で協定書の様式を定めているか ●様式は特に定めてはいない (2) 協働事業を行おうとする市民と事業者の登録について ア 業者登録との棲み分けについて ●協働事業と委託事業は別のものと考えており、市民活動団体は、入札業者登録と市民活動団体登録の双方に登録できる (3) その他の制度の概要について ア 協働事業提案制度 イ 市民活動推進補助金制度 ウ 市民活動推進基金 エ 協働推進会議 オ 拠点施設の整備 カ ボランティア保険 (4) 大和市自治基本条例施行後の対応について ア 大和市自治基本条例施行による条例の改正 ●自治基本条例の施行による条例の改正は特に行っていない
秋吉委員	新しいことをやろうとすると、北本市の場合、資金面の問題を理由に話が進まなくなってしまうことが多いように思う。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
須藤委員	いつもそこが問題となる。予算と人員の確保、協働の趣旨の周知等が、やはり大きなネックとなるだろう。
関山委員	北本市では、昨年度から公募型補助金制度を運用している。 行政には、市民団体を育てようという姿勢でまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。
秋吉委員	そのような新しい制度を広く周知させるための方策を考えていくべきだ。
事務局	大和市の市民活動課の方は、担当職員による積極的な「営業活動」の必要性を説いていらっしゃいました。行政には、制度の趣旨や活用方法を市民と行政内部に草の根的に周知させていくため継続的な工夫と努力が求められます。
高橋委員	協働事業を実行し市民みんなの目に見えるようにしていくことが、着実な周知に繋がるのではないかな。
秋吉委員	先ほど浦さんも述べられていたが、市が現在行っている事業をよく見直して「協働事業」に繋げていくことが重要だと思う。
古賀委員	「スモールガバメント」が原則である。何か事業を行う際は、人員削減、費用節約を念頭において考えるべきだ。
高橋委員	大和市の協働事業には、北本市社会福祉協議会の取組み等と似ている事例もあった。
河井委員長	コミュニティや社会福祉協議会が実施していても広くは知られてはいない事業がまだまだたくさんありそうだ。市内で今実際に動いている事業を「協働事業」に繋げていくことができるかもしれない。 各団体が市を通じて自身の活動をPRする機会にもなる。
秋吉委員	社会福祉協議会については、収益事業として実施している事業があるため、調整に少し苦勞するかもしれない。
事務局	事業のプロセスを公開することで様々な市民活動を市民や行政職員に広く知ってもらおうというのも、協働事業提案制度を設けるポイントの一つです。
河井委員長	市民団体が集まる場に行政職員が積極的に入っていけば、さらにいろいろなアイデアが出てくると思う。

会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
加藤副委員長	(2) その他 —特になし— 4 その他 第20回委員会は8月8日（月） 午後1時30分から午後3時30分まで 北本市文化センター第5会議室で開催予定 （北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議） 5 閉 会 それでは、これをもって第19回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を終了する。